

【總持寺文書】 鳳至郡 沽却

五八一

能登國鳳至郡櫛比庄諸岳村田地事

合壹段 在所荒志

右彼田地者、正連重代相傳之所領也。然依有要用、總持寺塔頭法光院、代錢參貫五百文限、永代賣渡所也。若於子孫之中、雖有何様之儀、於此地不可爲煩。若背此旨輩、不可爲正連之子孫、仍沽却狀如件。

永和元年七月廿五日

遠江守長谷部正連 在判

(正連は長谷部氏なるが、名字を櫛比といへること  
永徳二年三月六日の條及び同年十月の條を併せ考へて知るべし。)

七月廿五日。長谷部正連、鳳至郡總持寺塔頭法光院に田地を寄進す。

【總持寺文書】 鳳至郡

五八二

奉寄進

能登國鳳至郡櫛比庄諸岳村内惣持寺塔頭法光院田地之事  
合二段 在所荒志

但田別臨時夫役停止之

右彼田者、正連重代相傳一所懸命之地也。且爲天下安全武運長久、且爲三寶歸依佛道純熟、惣持寺塔頭法光院、限永代奉寄進所也。正連之子孫中、於彼地不可致違亂煩。背此旨輩者、不可爲正連子孫、仍爲後證寄附之狀如件。

永和元年七月廿五日

遠江守長谷部正連 在判

八月廿二日。長谷部正連、鳳至郡總持寺に田地を寄進す。

【總持寺文書】 鳳至郡

五八三

寄進

能登國鳳至郡櫛比庄惣持寺田地事

合三段 在所荒志

彼右田地者、正連重代相傳所領也。然爲現當一世、惣持寺

奉寄進所也。正連子孫之中、於彼地、不可致違亂。若背此旨、不可爲正連子孫。仍爲後證寄附狀如件。

永和元年八月廿二日

遠江守長谷部正連 在判

八月廿七日。足利義滿、加賀の士狩野義茂に、江沼郡福田本郷の壹分地頭職を安堵せしむ。

【狩野文書】

五八四

御判

下 狩野伊豆守義茂法師法名可令早領知加賀國福田本郷壹分地頭職之事

右任父繁茂去嘉曆二年正月十日讓狀、可令領掌之狀如件。

永和元年八月廿七日

(狩野伊豆入道は正平七年五月廿二日の條にも見ゆ。  
嘉曆二年正月十日の父繁茂の讓狀といふものは今之を傳へず。)

八月廿八日。長谷部正連、沙彌宗悟が鳳至郡總

持寺に田地を寄進せるに承認の添狀を與ふ。

【總持寺文書】 鳳至郡

五八五

うらかみのようとう沙彌宗悟、惣持寺(延壽)んじゆうだうき

しんしたてまつる田の事

合百かり 在所みやのこしん五郎

右きしんじやうのむねにまかせて、御ちぎやうしさいあるべからざるものなり。よつてのちのためにそゑじやうくだんのごとし。

永和元年八月廿八日

左近將監正連 在判

十二月二日。預所越前守光盛、領家日野資數の命により、珠洲郡滿福寺に木郎郷松波の地を安堵せしむ。

【滿福寺文書】 珠洲郡

五八六

一、木郎郷 松波内 水谷荒

字キレ一所限東笠師宮上道 限西火宮上道 限南大瀧 限北鶴島道

并字キレ權守田地 參 新開

K1 369